

令和 7 年 7 月 3 1 日

令和 7 年 度 第 1 回

塩竈市入札監視委員会会議録

塩竈市総務部管財契約課

塩竈市入札監視委員会会議録

令和7年7月31日（木曜日）午後2時00分 開会

出席委員（4名）

浦 井 義 光 委 員 長

赤 石 雅 英 委員長職務代理

品 田 誠 司 委 員

我 妻 賢 一 委 員

欠席委員（なし）

事務局出席者

技監

総務部長

総務部管財契約課長

総務部管財契約課契約係長

1. 開会
2. 挨拶
3. 委員の紹介
4. 報告
 - (1) 令和6年度下半期の発注方法ごとの契約件数
 - (2) 低入札調査実施事案総括表
 - (3) 指名停止業者一覧表
5. 議題
 - (1) 塩竈市における入札制度の現状
 - ①入札方式と発注基準
 - ②令和5年度及び令和6年度の入札状況
 - (2) 課題と今後の対応
 - ①入札不調について
 - ②総合評価落札方式について
 - ③予定価格の事前公表について
6. その他
7. 閉会

これより、塩竈市情報公開条例第10条に規定する情報を取り扱うため、発言委員及び企業名は伏せて公開

○委員長 それでは、次第の5. 議題の審議に入りたいと思います。

なお、塩竈市情報公開条例第10条に規定する非公開情報に該当する情報を扱うこととなりますので、関係職員以外の傍聴人の方は、ここで退席をお願いいたします。よろしいですね。

本日の流れでございますが、まず初めに、(1) 塩竈市における入札制度の現状を審議後、休憩を挟みまして、引き続いて(2) 課題と今後の対応の審議を行いたいと思います。

まず初めに、「(1) 塩竈市における入札制度の現状の①入札方式と発注基準について」につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局 お配りしています資料1に基づいてご説明させていただきます。

まず初めに、本市が行っております入札契約方式の状況について簡単にご説明いたします。

まず、2ページ目ですけれども、本市が採用している入札契約方式は、どこの市町村さんも大体同じです。一般競争と指名競争と随意契約、プロポーザルという大きく4つのくくりがございます。一般競争入札においては価格競争に加えて総合評価落札方式も試行として実施しております。そのほかに、あと随意契約の部分で、①ですね。②が少額随契、あと③が不落随契ということで、この3種類、随契について行っているところでございます。

3ページ目です。

随意契約ができる場合ということで、これも各自治体さん同じだと思うんですけれども、地方自治法施行令に伴って、ここの図のものに対して随意契約を行うことができるということにしております。

おめくりいただいて、4ページ目です。

参考として書かせていただいておりますけれども、本市が行っている不落随意契約の運用方法を定めておりますが、まず初めに条件がございます。不落随契を行うに当たって、案件が、1回入札不調があった再発注案件だよということで、まず工事の案件を縛っております。その後、一般競争または応札者2者以上の場合の指名競争ということで、このフローに基づいて該当する場合に限り不落随契ができるというような運用基準を定めているということで、これも内容が多岐にわたりますので、この程度で簡単にさせていただきます。

次、5ページ目になります。

本市が行っている入札参加者の格付です。いわゆる発注基準の格付（ランク）について、これもご説明いたします。

これも皆さんご存じのことだと思うんですけども、各自治体でそれぞれ入札参加資格の格付、ランク付けを行っているということでございます。

やり方としては、右下の表に書かせていただいているとおり、大体大きく4つぐらいあって、国とか宮城県とか仙台市が採用しているのがいわゆる客観的事項と主観的事項を足し合わせて総合点を出すというやり方。あと、多くの市町村が採用していると思うんですけども、主観的事項は抜きにして客観的事項と、本市の場合は1級技術者の数ということでランク付けをします。市町村の場合ですと、主観的事項というのは自治体ごとに点数を出さないといけないので、かなりの作業が伴うということで、大規模な自治体以外はなかなか取り組めないという内容になっていまして、その関係もあって本市も含め客観的事項で評価と。つまり、客観的事項というのが、次の裏面、6ページのほうになります。経営事項審査をそのまま、総合評定値をこの客観的事項の点数として捉えているということです。これも皆さんご存じのとおり、公共事業を行う場合には経営事項審査というのを必ず受けなければならないということで、これを受けることによって業種ごとに点数をつけられるというような内容になっています。

算定方法は真ん中のところにも書かれている内容で、各社、登録業種ごとに点数があるという状況。これを客観的事項として、この点数によってランク分けをしているというのがほとんどの自治体だと思います。

次、7ページ目のほうに具体的に書かせていただいています。

いろいろ発注工事の種類によって分かれているんですけども、一番上の土木一式工事ですと、塩竈市の場合ですと、550点未満がC等級です。550点以上700点未満がB等級です。700点以上になるとA等級、プラス1級技術者が2人以上という、これが整ってA等級になります。そういうふうにランク分けがされています。

右側のほうに請負工事の金額ということで、その等級がどういう金額の工事に参加できるのかを書かせていただいている。ただ、これも若干その工事の案件とかによって弾力的に運用はしているんですけども、基本としてはC等級の工事ですと1,000万円未満、B等級ですと1,000万円以上3,000万円未満、A等級ですと3,000万円以上というようなくくりになっています。

以下、建築一式工事であるとか、電気工事とか、管工事とか、決められた内容。ただし、ここに格付け条件なしというのは、塩竈市としては、この工事種類の格付等級はしていないということで、案件が出たごとに県の基準を参考にしながら入札参加を決めているという内容です。

次に、8ページのほう、内容を表にまとめております。

1, 000万円未満ですと、指名競争をやっていると。対象は市内の業者を基本とします。1, 000万円以上3, 000万円未満については、一般競争のうち制限付き一般競争入札。対象業者は、二市三町を基本としてスタートする。3, 000万円以上の工事については、備考欄に書いていますけれども、土木、建築、舗装、管、あと水道施設工事については総合評価落札方式を適用すると。それ以外の工事については、3, 000万円未満と同じに、これは価格競争の一般競争入札を実施するというので、あと対象業者は3, 000万円以上になりますと、県内の本社・本店を基本としますというような内容になっています。

次に書かせていただいているのが、試行と書いているんですけども、入札不調、あとで話しますけれども、入札不調が出ているということで、参加できる等級を幅広に暫定的に運用しています。

土木一式の場合ですと、1, 000万円未満ですとC等級が基本なんですけれども、C等級にプラスしてB等級も参加できるように、参加業者を広く参加できるように弾力的な運用をやっているという内容を書かせていただいています。

次、9ページです。

これが市内の、市内に本社・本店の業者のランク別の名簿になります。令和7年度も出ているんですが、あまり公開していない資料なので、令和6年度のデータをつけさせていただいています。

ご覧いただくとおり、例えば一番右端の水道施設工事ですと、Bランクの業者って地元の業者さんというのはもう2者しかいないということで、本来Bランクの最低ランクの工事というのは大体地元の業者を指名競争でやるのが多いんですけども、基本どおりやると2者しか指名できないような形になるので、そこはA等級の業者を参加させるなど、弾力的な運用をやっている。

ただ、これも後でお話ししますけれども、このランク分けも、震災前に定めたランク分けを今までずっと引っ張ってきていますので、これもそろそろ変えていかなきゃいけない。地元

の業者も大分状況が変わっているということもあって、そこは我々の中でも問題意識を持っているということです。ここの段階では発注の基準ということで、簡単ではございますけれども、以上の内容になっております。

次に、続きまして②番の令和5年度及び令和6年度の入札状況についてご説明いたします。

資料2のほうでご説明いたします。

これも2ページ目からご覧いただければと思います。

対象工事130万円以上の建設工事ということで、令和5年度と令和6年度の発注工事についての状況について取りまとめております。

発注件数につきましては、令和5年度、6年度、それぞれグラフに書かれているとおりです。令和6年度については、大型の建築工事があった関係で、建築のほうの件数が増えておりますけれども、令和5年度ぐらいの70件から80件ぐらいの間ぐらいがここ数年の平均的な件数になっております。

次に、入札方式別の発注件数です。

これも表に記載のとおりでございますけれども、概ね半分ぐらいが指名競争、1,000万円未満の工事、半分ぐらいが1,000万円以上の工事、一般競争を適用している案件ということになってございます。

次、3ページ目です。

これ、起工額別に発注件数を表したものですけれども、先ほど申しましたとおり、指名競争が1,000万円未満、標準にしていますので、おのずと1,000万円未満の工事がそれなりに多いという状況です。

建築・設備で、令和6年度に件数増えているので、これは先ほど申しましたように二中の長寿寿命化工事とか、体育館の大規模改修とか、大型の工事があって1億円以上の工事が若干増えていますけれども、例年ですと1億超えというのは1件あるかないかぐらいの感じでございます。

次に、4ページになります。

落札率の状況ですね。令和5年度と6年度あるんですけれども、令和6年度をグラフに表しています。

緑が土木・水道関係の、いわゆる土木関係の工事ですね。ブルーが建築・設備関係ということで、横軸に落札率で、それぞれの件数を表している表になります。

緑の土木関係は、80%ぐらいから大体100%までの間で、それなりに散らばりを見せているんですけれども、ブルーのほうは88%から100%までの間ということで、どっちかというと高めに偏っている。グラフの下のほうに参考で書かせてもらったんですけれども、建築・設備関係は、いわゆる最低制限価格の平均額というのが土木よりも大体4ポイントぐらい高いんです。当然、最低制限価格より下回る落札というのはありませんので、おのずと最低制限価格よりも上の段階を狙っていくのが大体一般的なので、どうしても建築・設備関係は、土木関係に比べると落札率が高い傾向にあります。

グラフの上のほうに旗揚げしているんですけれども、平均落札率ということで、建築・設備関係が95.3%、土木・水道関係が92.5%ということで、約3ポイントの開きがあります。

下のほうに括弧書きで、R5dと書かれた、令和5年度との比較を書いていますけれども、令和5年度と比較しますと、それぞれ大きな数字の変動はございませんので、例年大体この程度の落札率になっているのかなという感じでございます。

落札率の状況は以上でございます。

ちなみに、建築・設備を一くくりでお話ししているんですけれども、建築と設備を分けるとどうなるのかということで、5ページのほうに分けさせていただいています。設備関係が99%超えの落札率が結構件数が多いという。建築は比較的ばらつきはあるんですけれども、設備関係の落札率が高くはなっているという状況です。

次、6ページになります。

これは、入札方式別に見たときの落札率ということで、まとめています。

いわゆる一般競争でやったときと指名競争でやったとき、どちらの落札率が高いか低いかにまとめています。

指名競争ですと、平均で93.6%。一般競争で94.5%ということで、当初指名競争のほうがもしかしたら高いのかなと思ったんですけれども、むしろ一般競争のほうが高くて、指名競争が低いと。ただ、数値的には違いはあるんですけれども、1ポイント程度の違いです。結果的にはあまり大きな差はなかったと考えております。

次、7ページ目です。

ここからは入札の不調の内容についてお話をさせていただきます。

まず、全体のほうで、令和5年度と令和6年度と、それぞれの土木・水道と建築・設備と

分けたのと、全体という形で書かせていただいた。全体のところをご覧いただきたいんですけども、まず全体の令和5年度の入札不調、(B)という書かれているオレンジ色の着色の部分です。これ73件に対して23件ということで、いわゆる不調率と言われるものが31.5%。令和6年度が89件に対して29件、32.6%ということで、若干数字の違いはあるものの、概ね3割は超えているかなというのが、ここ一、二年の傾向。

さらに下に行って、黄色い部分。入札不調も2種類ございまして、下のほうに書いてありますが、いわゆる入札参加者がいない、応札者がいないというのが不調。不落というのがもう一つあって、これは予定価格より上回った場合、あと最低制限価格を下回って失格になる。結果的に落札者がいないという、大きくこの2つに分かれていますので、それぞれについてまとめています。

応札参加者がいないCという欄ですね、不調と書かれた。令和5年度が4件に対して、令和6年度が9件ということで、大体倍ぐらい不調が増えている。

不落については、令和5年度が19件で、令和6年度が20件ということで、件数的にはあまり変化はないんですけども、母数が変わっていますので、率に直すと減少傾向かなと読み取れます。

さらに、これも後でお話ししますけれども、不落、いわゆる予定価格とかに対して満足しなかった不落の部分のうち、最低制限価格を下回って失格になって結果的に落札者がいなかったというのが、(D)のうち「失格」と書かれているものなんですけれども、令和5年度は2件あったんですが、令和6年度は9件ということでかなり件数が増加傾向にあると。

右のほうを見ていただくと、土木関係は、どちらかというと入札不調、若干ですけれども減少傾向にあって、一番下の失格になっているものについても、1件が2件なんですけれども、あまり変わってはいないんですが、建築・設備のほうが令和5年度から6年度にかけて入札不調の率としても上がっていますし、あと不落の部分が10件から17件。特に、この失格の部分が1件から7件ということで、あと建築・設備のほうが部分では増加傾向にあるというような内容になってございます。

次のページ、8ページ目ですね。

これは入札方式別とかで、不調がどうなっているのかというのをまとめさせていただいています。結論から申しますと、若干数字の違いはあるんですが、指名競争でも一般競争でも、さほど大きな違いはない。不調は不調として、それぞれに同じように出ている内容です。

9ページ目には、その不調になった案件を、具体の工事名を書かせていただいています。

不調になった案件が9件ということで、土木関係がどうしても多いんですけれども、こんな内容になっていると。

下のほうに不調となった工事20件あるんですけれども、ここで黄色くマーカーが塗られているところは、低入失格になって不調になった案件です。この黄色い部分だけを、次ページのほうにまで行っている、10ページ目のほうまであるんですけれども、工事の内容を見ていただくと、赤書きにしているんですけれども、ほとんど設備関係なんです。9ページのバスケットゴール撤去、消毒室改修、あと10ページは電気設備、あと公園長寿命化とあるんですけれども、これ遊具の更新なので、単純に土工事とは違う土木工事なので、設備と言っていいかどうか分かりませんが、そういう工事です。

下も同じく一小の遊具更新。あと解体工事ですね。あと、風呂釜更新、機械設備、配管更新という感じで、これらがいわゆる最低制限価格よりも下に入っちゃって失格になって不調になったという案件でございます。

次、11ページです。

これも、これは入札参加者の状況をまとめました。今まで不調の案件でご説明しましたけれども、1者応札というのも結構あるので、しからば入札の参加者ってどういう状況なのかというのを11ページにまとめさせていただいています。

次の12ページ、横長のグラフで見ていただければと思います。1者応札の状況ということで、全工事ということで、土木・建築含めた全部の工事で見ますと、令和5年度が67件のものに対して16件が1者応札。令和6年度になると25件ということで、若干増えているかな。土木関係と建築関係と見ていくんですけれども、土木関係は減っているんですけれども、建築・設備関係が、1者応札が増えているという関係です。

次、13ページから15ページまで、指名競争をしたときに、どのぐらいの人たちが参加しているのかというのをまとめた表です。

13ページが全工事ということで、建築・土木も含めた全工事の89件を対象にしています。縦軸が指名業者数（B）ですね。横軸がその指名業者に対して実際に札を入れていただいた業者さんの数と見ていただく。

一番分かりやすいのは、一番下の19と書かれているところです。これは19者指名しましたというのに対して、1者しか参加してくれなかったというのが4件ありました。2者が

3件、3者が3件ということで、19者を指名したんですけれども、ほとんど辞退するとか、そういうことで、実際参加しているのは1者から4者ぐらいという実態です。それは指名業者数が上に行くとどんどん減ってはいくんですけれども、いずれ5者以内くらいしか参加いただいていないというような状況です。本来は指名業者数の7割ぐらい参加していただくのであれば、このブルーの着色の部分に数字が入ってくるんですけれども、ほとんどいない。むしろ低いという状況に今なっています。

次のページが建築・設備・土木に分けさせていただいた内容ですけれども、いずれ大きく傾向として、土木だけが少ないとか、建築だけが少ないとかというところまでは読み解けない。いずれ5者ぐらいの参加で大体とどまっているというような状況になっているということでございます。

次、16ページです。

逆に、どういう工事だと参加してもらっているんですかねというので、抜き出ししたのが上の表になります。指名業者の概ね7割以上が参加している、参加した工事ということで、8件ピックアップしています。一番上が10者指名して9者参加。この交通安全施設工事というのはラインですね。道路に引かれているライン工事。これが市外の業者さんが、専門業者さんいるんですけれども、それは大体参加していただいていると。以下、市内業者もあるんですけれども、水道管の移設とかの工事は参加率が高いかなということで、一般の土木工事であるとか、一般の建築工事とか、その手の関係になると入札参加者が減っているというか少ない、逆に言うとそういう状況です。

下が、入札参加者が1者の工事ということで、具体的にまとめています。見ていただくと、当然、指名案件なので、1,000万円未満の工事が基本になるので、金額は当然小さい。工事の中身は、ほとんどが修繕関係の工事になります。側溝整備と書いていますけれども、側溝の修繕や建物関係の修繕関係というのがほとんどです。指名業者も、市内の業者であったり、あと1市2町ということで、例えば多賀城市さんであったりとか、七ヶ浜とか、近隣の市町も指名に加えたりはしているんですけれども、いずれ低調な状況。

備考欄に、これらの工事というのは、1者応札とは書いているんですけれども、その前段階では不調が続いて、結果的に1者応札で業者が決まりますと。

例えば、17ページの6番の一番上の伊保石側溝整備工事。これは1市2町と書いてあるけれども、これ3回目の入札で1市2町にして、15者指名して1者参加して落札決定。その

前には2回不調が続いていると、表の見方としてはそんな内容。ですので、参加者が低調だというのは、おのずと入札不調と密接に結構関連している。人気のない工事と言ったらいいかどうか分からないんですけども、そういう状況は見られます。

(1) 塩竈市における入札制度の現状という部分でご説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。ご質問ある方は挙手をお願いします。

○委員 本筋と離れるかもしれないんですけども、例えば、資料の1(1)の入札方式と発注基準の中の等級A・B・C、先ほど技監のほうからも等級の見直しというのも今後あり得るだろうというようなお話されていたんですが、例えばBからAに上がるとか、そういうふうなランクの異動で、上のほうに上のほうにというような例というのは、それなりにあるものなんでしょうか。

○事務局 上のほうにというのは、ランクが異動するということは当然あり得ます。逆に言うと、経営事項審査というのは定期的に更新することになっているので、今までAランクにいた点数をもらっていたんですけども、いわゆる完工高が減って、点数が低くなってBランクに下がるということも業者さんとしてはあります。我々もその基準を変えることによってランクも異動しますし、業者さんの経営状況によってそのランクにいられなくなって下がるということもあります。

○委員 というのは、入札制度の現状の入札状況のほうにも関係するんだろと思うんですけども、一般的に今の後半のほうの話でありましたけれども、結局いわゆる不調だとか、なかなかうまくいっていないという状況が一方であって、一方でいろんなことをやって市内業者を育てるといえるのか、市内業者を応援するというふうな形でいろいろな部分の、政策的な部分、経済的な部分もあってやってきている今までの部分もあったんだろと思うんですけども、こういう言い方もどうかとは思いますが、そういったことで実際企業自体が育って、よりいろんなことができるようになっている現状があるのか、あるいは、例えばそういうことはなかなか現実的には難しく、単純に、何というのか金額的なことも含めてなかなか難しい状況になっているのか、そのところは率直にどんな感じですか。

○事務局 なかなかお答えしづらいところはあるんですけども、今回も津波の警報が出るなど、災害というのが当然付きまとっていますので、雨の災害も含め、何かあったときの非常時の対応というのは、どうしても地元の業者さんをお願いせざるを得ないということがあります。

ので、当然我々としては、しっかりとした経営基盤を持った中で、地元根づいていただくという形の方向性というのは持たなければいけないと考えています。いずれ先ほど申しましたように、地元の業者というのはどうしても必要不可欠だと捉えています。

○委員長 次、ご質問ある方は挙手をお願いします。

○委員 こういう入札工事というのは、一番重要なのは競争なんです、競争。競争というのは複数者、2者以上があつて初めて競争と言える。だから、1者応札があるということは、それ自体、もう競争と言えないんですよ。極論で言えば、1者応札しかないような工事は、随契にしろと私は言いたい。随契ということは、周りから、何でこの業者を指名したのという説明責任が行政側に発生する。競争入札をやっている限りは、一応形の上では競争をやっているから、それは規則にのっとった話なんだから、我々は責任ありませんという。私は、入札制度の一番の根源的な問題はここにあると思つていまして、だから競争をとにかく、それを働かさなければ、だからそここのところの一番の創意工夫が必要なんだろうと思う。

あと、もう一つ、重要なのは、市内の業者を育成しなきゃならない。もちろん有事の際のものもあるんだけど、経済的な話をすると、そこに本社がある、あるいは支店があるんですよね。その会社自体で塩竈市に納税が発生する。あと、もう一つ重要なのは、そこで働いている人たちに給料、あるいは外注が行っていて、その人たちが、もし塩竈市に住んでいる人であれば、そこで所得が発生して、納税という形で循環するわけですよね。細かい話を言うようだけれども、地元業者の保護ということは、実はそこまで考えなきゃいけないんじゃないかという気がする。なので、例えば、競争入札だと、そこまでやれないんだけど、随契でやるぞと。その代わり随契でやる限りには、あんたのところの決算書を開示しろと。開示して説明せよと。そういう説明義務までやると僕はいいなと思う事案が、何か私ちちょっとあるんだな。

○事務局 地元の安全・安心な世界で話をしたんですけれども、委員おっしゃるとおりに、地元の業者さん、それなりに従業員の方も地元でいらっしゃるし、いろんな面で多岐にいろいろ影響は出ますので、そういう部分も視点としても我々も持っています。ただ、地元の業者を優先させるがゆえに競争性が落ちていくということへのどこかで折り合いをつけなきゃいけないという、非常に悩ましいというか、実態を見ていただいて感じられているとは思いますが、すけれども。今後改善的な話、以降で話は、その中で入れていきたいと思つています。

○委員 特に、不落随契とか、そこなんか、相手の業者がどうせ俺のところに来るしかないん

だから、そのままほっとけと言っているケースが多々あるんじゃないかという、何の根拠もないんですけれども、やり方がいつもいつも決まっているとすれば、こちらのやり方をすっかり業者のほうに見破られているという気がしています。

○事務局 不落随契については、運用方針を定めたのは令和6年9月なんですけれども、いわゆる慣例的な運用としては、これまでもやってきたんですが、きちっと明文化していなかったというのがあって、整理した形で定めたのが去年の9月だと。ただ、慣例的な運用としてはこれまでもやってはきています。これも、自治体によって採用しているところと採用していないところがありますので、ただ、塩竈市の場合、どうしても不調案件が、もうちょっと金額がというところで不調になっているのもあるので、不落随契という制度はある意味、業者を決めるためには一定程度我々としては認めざるを得ないというか、むしろやりたいと思った中で定めています。

○委員長 ご意見ございますか。

○委員 資料1の9ページのほうに市内の業者さんのリスト、見せていただいたんですけれども、傾向としてどんどん業者数が減ってしまっているのか、また先ほどそういう質問ありましたけれども、A・B・Cのランクの動きがどんなふうになっているのかを、ある程度動きを見ないと、多分次のどういった対策を打つべきかというところにつながってくると思うので、ぜひ、業者数がどんどん減ってしまっているのか、現状維持なのか、またはランクがみんなAランクに寄ってきているのか、そういった傾向をぜひ分析しながら適切な対策を打たれたほうがいいのかと思ったのが1点。

あと、先ほど、不調・不落の話が出ていますけれども、何となくこの不落の工事を見た限りは、先ほども話あった、潜り過ぎて失格になっているのかなという話だったので、これは定価で入れちゃうと設計価格が余りにも高くなってしまって、実勢価格との乖離で、低入という現象になっているのかなというのがこのリストで見取れたので、ご紹介しますが、宮城県の場合は、設備工事とか営繕は、定価に対しての掛け率を調査して、例えばエアコンだったら何割引とか、電球関係だったら幾らとかという、実勢価格に補正して発注されていたので、多分そういった対策も取れば、適切な発注金額になって、潜り過ぎて失格になるということは防げるのかなと思いました。

○委員長 お願いします。

○事務局 最後の設備関係の、いわゆる積算のやり取り、基本的には県と同じように一定の価格

に対しての掛け率を掛けて積算はやっていると聞いています。ただ、その掛け率が非常に
どうも難しいと実は聞いていて、工事の案件とか、物の種類によって、我々の意図している
掛け率よりも大分下で動いているというのも実はあり、改めて積算の価格については、なる
べく実勢に近いように我々としても考えております。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 今のお話を聞いていると、昭和の時代の、いわゆる上代ということで、代金ね、定価、
それがあって、特に設備なんかが一番顕著で、ところが実際の実勢価格はまるでそれとは
違う。だから、そこで掛け率を掛けて云々。ところが、最近白物家電については、そういう
上代を廃止して、もう最初から取引価格これだよというようなことをやっているところもあ
ると思いますけれども、だからそこに対する発注側の対抗策としては、もう低入をもう一律
下げて、そういうことがあるんだから、下げていいんじゃないかなと。

あと、その低入の、失格じゃなくて、要は失格の基準が高過ぎるという。つまり設備を仮に、
いや物の価格というのは需要と供給ですから、大量に仕入れれば1個当たりは、向こうは
安くするんですね。だから、何かの設備について、比較的最近大量にこういう受注があるか
と思って買ったけれども、それがそこに使えなかった。それがこちらの塩竈市の工事で使え
るやつがあったぞと。そうしたら、そこで、大量に買ったやつ、安くやる。それからあと、
もうそろそろこれも使えなくなるかもしれないから、利益はちょっとだけでいいやと言って、
もしそういうのでかなり下げてきたとしたら、全く問題ないわけで、問題は、工事が手抜き
工事とか、要は人件費を削っているとか、必要な作業の材料を計上していないだとか、それ
から人の調達が何か本当にできるんだか、いつも4、5人しかいないのに10人ぐらいつぐ
やれるぞとか、そういうんじゃない分らないので駄目だけれども、そうじゃない状況であれば、
合理的な理由による低入だから、もうそこは切る必要はないと思うんですけれども。

○委員長 どうもありがとうございました。

先生方、よろしいですか。事務局、よろしいですか。

それでは、質疑を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

あと、そうしますと、休憩を。じゃ、10分として、今ちょうど50分ですから、3時から。

午後2時50分 休憩

午後3時00分 再開

○委員長 それでは、再開したいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、「（２）課題と今後の対応」ということで、①入札不調から、②の総合評価落札方式、それから③予定価格の事前公表についてとありますが、フリートークみたいな形で先生方のご意見をお聞きしたいと思いますので、一括してやるということによろしいでしょうか。

それじゃ、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局 初めに資料３のほう、入札不調についてということで、おめくりいただいて２ページ目をお願いします。

２ページが先ほど申し上げました内容の総括になりますので、ここは割愛させていただきます。

次、３ページ目になります。

入札不調の要因ということで、先ほど来、いろいろお話いただいていたことと関連する内容になります。ここは詳しくお話ししたいと思います。

我々、入札不調、３割程度続いているということで、我々なりにもその要因ということで、いろいろ調べた中で、３点ほどまとめさせていただいています。

まず１点目が、小規模工事を担ってきた地元業者が大分減ってきている。いわゆる廃業とか、あと登録業種の廃止、いわゆる今まで土木一式工事をやっていたんだけど、もう土木一式工事はやらないで建築だけやりますみたいな、いわゆる登録業種の廃止とかもあって、今、塩竈市に入札参加登録している業者さんが大分変わってきていると。

令和３年、６年、７年という形で、等級ごとの業者さんの状況を３ページの上のほうにまとめております。

特に、特出しているのが、この土木一式工事のＢ等級、Ｃ等級と言われている業者さんです。Ｂ等級については、令和３年度に１６者あったんですけども、令和７年度はもう１０者しかいない。Ｃ等級はさらにもっとひどくて、もともとは７者いたんですけども、今Ｃ等級は３者しかいないという状況になっています。

建築、電気、あと管工事、水道、それぞれに書かせていただいていますけれども、いずれ横ばいしないし若干減少傾向にあると。特に土木一式工事が一番ひどいという感じになっています。

その要因ですけれども、まず基本的には小規模工事を担ってもらっているのがＣ等級の一番

ランクが低いところなんですけれども、ここの業者さんが、今までの側溝修繕とか小規模な土木工事の修繕工事を担っていた業者さんが、廃業を結構しているんですね。その理由はそれぞれあるんですけれども、後継者がいないというような形のところ。その中で、当然、抱えている従業員も高齢化しているので、もう元請の工事はできない。民間の小規模な工事くらいならやれるけれどもという形で、業態としては維持しているんですけれども、公共工事のほうには手がなかなか出せなくなっているとか、そういう事情で登録業者数がどんどん減っているというような状況です。

機械とか設備工事についても、今まで中規模から大規模とか、設備工事でも特殊な工事があるんですけれども、そういう工事を比較的一手にやっていた市内の設備業者があったんですけれども、これが廃業しているということで、もう地元の業者自体が、状況が大分様変わりしてきているというところがまず入札不調が出ている要因として1つある。

2番目も同じような話なんですけれども、これも経営状況です。先ほど申し上げましたように作業員も減少しているということ。

あと、理由は明確には分からないんですけれども、民間工事の引き合いが結構あって、民間工事のほうに逆に力を入れているというようなところも話としては聞こえてきています。その要因は、括弧書きで書いたんですけれども、民間工事と公共工事では施工管理が大分違うので、もしかしたらそういう部分での手間というか、その辺も影響しているのかなと、これは私の個人的な感想の部分もあるんですけれども、そういうことで経営状況がまず変わってきているということです。

あと、3番目が、これも先ほど議論に出ましたけれども、設計価格といわゆる実勢価格の乖離の部分です。小規模な修繕工事となりますと、我々積算するときには積算の標準基準書とか、あるいは共通の労務単価とかを使うんですけれども、実際小規模工事となると、修繕工事となると、かなり標準的な積算に比べて手間暇がかかる。標準だと2日で終わるような内容でも、実際には3日、4日かかるというような、いわゆる積算と実勢の部分の乖離が多分あるのではないかと考えています。

あと、もう1点、これも先ほど出ましたけれども、いわゆる建築・設備関係というのは、どうしても資材の値段のウエートが高いものですから、その価格の変動が大きいと全体の工事価格が大分変わってくると。その辺がなかなか、この今の状況の中で、変動が結構、短い期間の中で変動があるということで、なかなかこれが積算に反映できていかないと、

先ほど申し上げましたように、民間同士の取引の部分での価格がなかなか反映し切れていないというところの中で、乖離が生じているのではないかと。

大きくこの3点が昨今の、ここ2、3年の話ですけれども、入札不調の要因の大きい部分かなと我々の中では考えています。

次に、4ページ目です。

それに対して、本市としては、今後どういうふうな対応をしていくのかというのを4点まとめさせていただきました。

まず、入札については、競争性の確保というのは大命題になるかとは思いますが。その部分を踏まえ、まず1番目としては、競争入札参加要件の拡大を図りたい。これもう既に実施はしています。先ほど言ったように入札不調が続いているものですから、基本額と参加のランク、等級、その部分で緩和をしているというような運用を今もう既にやっているという状況です。

②番目が、これも冒頭申し上げましたように、入札参加基準、いわゆる等級格付、ランクですね、これの見直しを図っていききたいと。先ほど申しましたように、地元業者の状況も大分変わっています。そういうことも踏まえるのと、あと現行の基準が震災の頃ですかね、平成23年、その段階で作ったものがずっと今も続いているので、実態と乖離が生じているというのは明確になっていますので、ここは見直していききたいと。

③番目が、これは積算の部分になりますけれども、積算価格と実勢価格の乖離が生じているというのは明らかなのが見えていますので、案件によりけりなんですけれども、いわゆる見積活用方式と言われている積算方式を採用していききたいと考えています。

④番目、これが最低制限価格と低入札価格調査制度の見直しという。先ほど委員からありましたけれども、最低制限価格の部分で考えていきたいなと。

この4点を今後我々の中では考えていきたいとしております。

①番目の具体的内容についてです。

次、①番目、5ページ目のほうに入札参加要件の拡大、これについては、先ほど来申し上げましたとおり、もう既に実施しておりますので、これについては引き続き等級、格付の拡大運用を図っていききたいと考えております。

次に、6ページ目です。

入札参加資格基準、ランク付けの見直しです。

これが平成19年からの見直し、各見直しされてきた、ピンクのところが前回からの見直し

と。こういう形で、大体2年に一度ぐらいのペースで見直しはされてきたんですけども、今の現行基準というのが平成23年の7月に定めて以降、全然変更がされていないということで、見直し、必ず動かす・動かさないというのは別にして、一旦立ち止まって真っさらな状態で1回検討してもいいのかなと考えているところでございます。

ちなみに、7ページです。

これは参考に書かせてもらいましたが、土木工事のランク付けと、そのランク付けごとの請負対象工事を塩竈市以外の自治体の状況も参考までに。それぞれ自治体ごとに、ここは考え方があっていいと思うんですけども、ほかの市町さんとか、あとは我々の市の内部の地元業者さんの状況も踏まえた中で考えていきたいと考えている。まだ具体には決まっておりますけれども、そういう形で見直しを考えていきたい。

次のページが同じように建築一式工事です。かなり大ざっぱなところもありますし、細かく分けているところもある。これもいろんな状況を踏まえた中で考えていきたいと。

次に、9ページです。

9ページは、先ほど申し上げました見積活用方式。これは、国交省の中部地方整備局でやっている「まるごと見積方式」というやり方なんですけれども、こういうやり方を、いわゆる発注者側の積算額の部分で、諸経費以外の部分で、直接工事費の部分で見積額を取って、その結果を直接工事費の積算のほうに反映するというやり方を、これも工事の種類とか、その規模感によっても、そのまま適用できるか分からないんですけども、ここは深掘りして、我々の中でも勉強させていただいて、できれば試行的にやっていきたいと考えているところです。

次、10ページです。

10ページが最低制限価格と低入札価格調査制度の見直しということです。

これは仮定で書かせていただいているんですけども、細かい話は後でこの次話しますけれども、今の落札、平均最低制限価格の率って、表の上の赤囲みなんですけれども、86.41%なんですね。実際、低入札で入ってきた応札の平均というのは77.29%ということで、当然失格になっているんですが、我々は86.41%で、それ以下は駄目と言っているものに対して、77.29%の率の部分が実際入ってきていると。これは失格になっている。備考の欄に書かせてもらっていますけれども、77.29%、これ平均なんですけれども、一番低いので大体6割程度、59.75%ぐらいで、そういう状況の中で、これ、どうして

いくつかというのは悩みどころなんですけれども、我々の中で考えたやつを一旦整理しましたので、次、資料3の別冊でご説明いたします。

めくっていただいて1ページです。

最低制限価格制度と低入札価格調査制度、これについては、もう一定程度皆さんご存じのところなので省略いたしますけれども、低入札価格調査制度というのは、一律失格としないで、失格基準と調査基準価格の間であれば、履行能力確認を行って問題なければ落札できると。ワンクッション置くというか、最低制限価格プラス検討するゾーンがあるというのが低入札価格調査制度。

この制度に取り巻く国の状況というのも実はあって、国からいろいろ毎年のように通達が出ています。赤の部分だけ簡単にお読みしますけれども、これ令和6年5月に出ている総務省と国交省から各都道府県、あと議会の事務局長宛てということで出ている文章の抜粋です。

赤の部分です。ダンピング対策の部分でこうたわれていまして、「低入札価格調査制度または最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注を排除すること」ということで、必ずこの制度、どっちかをやるよう言われています。

さらに、真ん中のところなんですけれども、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、いわゆる、中央公契連モデルと言われている低入札価格調査基準価格とか最低制限価格を算出するためのモデルの算式がここで示されています。その算定式により適切に見直しすることと書かれている。

一番下が、「一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を調査基準価格に近づけ」と。いわゆる1ページの表を見てもらうと、失格基準価格と調査基準価格を近づけなさいと言っているのです、限りなく最低制限価格に近い失格基準価格になると。要はダンピング対策なんで、これぐらいきちんとやりなさいという国からの通達が今来ているという状況です。

次、3ページです。

それに対して、ほかの自治体は今どういう状況になっているのか。塩竈市は、最低制限価格制度は予定価格130万円以上のものについて採用。ただし総合評価落札方式については低入札価格調査制度を適用しています。大部分の市町がそうなんですけれども、中には市町によって違っているところがあります。

最低制限価格の価格の算出方法です。これが先ほど言った最新の「令和4年中央公契連モデ

ル」という算式があつて、ほかの自治体ってほとんどこれ使っているんですね。塩竈市は、まだ「平成25年中央公契連モデル」を使っています。

それを実際の工事に当てはめるとどうなるのかというのが下のグラフなんですけれども、新しいモデルのほうが最低制限価格の価格自体は上がります。ですので、我々が使っている平成25年モデルと比較すると、青の部分が有効な形なんですけれども、かなり最低制限価格が新しいモデル上がるので、逆に言うと失格が増える。端的に言えばそういう可能性はあるかもしれないという内容になっています。国は新しいモデルを積極的に使いなさいとやっているんですけれども、塩竈市は諸般の事情があつて、まだ古いモデルを使っている。ただ、その結果、最低制限価格がほかの自治体さんと比べるとまだ若干低いほうである。

次も算出の例なので、ここ5ページは飛ばさせていただいて、次が、調査基準価格制度の算出ですね。今度は最低制限価格ではなくて調査基準価格の算出方法です。これとあと失格基準価格の算出方法と、この2つ、自治体ごとの算出方法書いています。

調査基準価格についても、これ中央公契連モデルというのが出ていて、これは塩竈市が採用しています。他の自治体さんも同じように。

ただ一方で、失格基準価格というのがあるんですけれども、これは中央公契連モデルというのがないんですね。なので、自治体さんごとに算出方法を定めてやっている。

塩竈市は、最低制限価格算出式と同じ式を失格基準価格に使っているんですけれども、ねじれている状況。ほかの自治体さんは表のとおりなんですけれども、予定価格の10分の7.5を乗じて得た額と、端的に書いているところもあれば、個別に数値的判断基準をしますと言っているところとか、それは各自治体ばらばらの状況。

次、7ページです。

そういうばらばらの算式を具体の工事に当てはめてみるとどのような形になるのかというのが、この7ページです。

その辺、ほかの自治体の状況は以上となっております。

8ページは、まとめているんですけれども飛ばさせていただいて、9ページです。今後、塩竈市としてどういう方向に持っていきたいかをここにまとめております。

ここは、さっきねじれていると言ったんですけれども、左上のグリーンの中のところに、「本来の姿」と書いているんですけれども、本来は最低制限価格の失格になる部分を低入札価格調査制度にすることによって、その一部を何か調査することによって認めますというの

が本来のあり得る形なんですけれども、塩竈市の状況というのが下のほうを見てもらうと分かるんですけれども、最低制限価格でやったときに、落札できる部分も低入札価格だとそこを調査するという内容になっていて、本来はもっと下のところを調査しなきゃいけないんですけれども、その基準価格の取り方で、年度ごとに改定がばらばらになった関係で、今ねじれていると。そういうのを見直しせざるを得ないなと考えております。

あと、適用基準です。これも見直していけたらなと考えて、次の10ページに現行と案－1、案－2と書かせてもらっています。

今130万円以上を最低制限価格取っているんですけれども、どこまでダンピング受注というのが影響するのかわかるのは明確ではないんですけれども、500万円未満はもう適用から外してもいいのかなと我々の中で考えていまして、もう最低制限価格は500万円以上にしたいと考えています。

あと、案－1、案－2で違うのは、最低制限価格制度と低入札価格調査制度をどう使い分けしていくのかということを書かせてもらっていて、案－1というのが一応3,000万円を境に。3,000万円というのは、総合評価落札方式が3,000万円以上としている関係があって、今まで総合評価落札方式だけを低入札価格調査制度適用としていたんだけど、総合評価落札方式を適用しない場合であっても、もう3,000万円以上については低入札価格調査制度を一律運用していくと考えている。案－2としては、これも後で出てきますけれども、総合評価落札方式の運用額を5,000万円以上に改めた場合、これに合わせて5,000万円というのを1つの境にして仕分けしたいかなという案です。

仮になんですが、下のほう、米印打っているんですけれども、最低制限価格の価格制度を500万円以上に引き上げた場合、今130万円以上なんですけれども、令和6年度の場合ですと、入札不調だけ見ると、2件減少します。これが大きい小さいかは別として、2件減少します。同じく、米印2なんですけれども、米印1と同様の場合だと、失格が発生した500万円未満9件の工事で、平均落札率が18.3%低下すると。一定程度の影響はあると思っています。

見直し案は、12ページのところです。今の現行を上に乗せていまして、ケース1、2という。ケース1というのが、ほかの5市で採用している算式でやった場合、いわゆる失格基準価格を調査基準価格の各係数から0.05引いて算出するんですけれども、それでやった場合と、失格基準価格について10分の7.5を乗じた場合に仕分けしてやった場合の履行

能力調査の部分の額の幅はこんな形になりますという内容です。

次、総合評価落札方式です。4ページをご覧ください。

方式については、説明を省略させていただきます。

4ページ目のほうで、総合評価落札方式の県内各市の導入状況ということで、各自治体、みんな採用はしています。ただ、採用はしているんですけども、本格的に実施しているところと試行的に実施しているところと2パターンあって、塩竈市は平成19年度に採用したんですけども、いまだに試行状態ということで、試行からもう大分時間が経っているので、そろそろ本格実施に向けて見直しを図っていきたいというのが今回の主旨でございます。

次、7ページをご覧ください。

試行をやってきたというんですけども、平成19年から令和5年までの試行の工事というのが88件やってきております。震災の関係もあって大分中断していたんですけども、平成28年以降、本市の内規としては、3,000万以上の建築工事とか土木工事について実施するというにしていまして、合計88件試行してきております。

次ページをご覧ください。8ページです。

試行をやった結果をまとめております。まず、受注者と評価点の状況をご覧いただきたいんですけども、地元業者と地元業者以外に分けています。総合評価点の平均点ってそれぞれほぼ同じ点数なんですけれども、価格評価点と価格以外の評価点というのは、これが逆転して変わってきます。地元業者は価格以外の評価点は高い。けれども価格評価点が低い。地元業者以外は、価格評価点は高いんですけども、価格以外の評価点は低い。合計点でいうとほぼほぼ変わらない。それ、後で出てきますけれども、価格以外の評価項目って結構地元の業者さんに有利な評価項目が多いので、おのずと地元の業者は価格以外の評価点は高いです。だから、地元業者以外の業者さんが取るときには、価格を低く入れてこないとなかなか落札できないということで、結果的に価格評価点は高いというふうになっていかざるを得ない状況です。

次に、9ページなんですけれども、入札参加者の状況です。

総合評価で落札、データがないのが1件あって87件のデータだけで見ますと、実際、総合評価をやっているんですけども、87件のうち30件は1者しか参加していただいていないというような状況です。

ただ、そこは塩竈市なりの特殊な事情だと思っているんですけども、1者応札30件のう

ち、半数の15件が離島の工事なんですね。離島で特殊工事も絡んでいて、どうしてもやる業者さんが限定されてしまっているというのもあって、どうしても1者応札が多かったのではないかと我々は見えています。離島工事全17件のうち15件が1者応札ということで、この状態が好ましいかという、決して好ましくはないんですが、そういう特殊な事情もあります。

結果的に1者応札案件は、2者以上の応札案件と比べて、価格評価点が8.75点低い、いわゆる入札率から見ると8.75%高いというような結果としては出ています。

次に、10ページです。

総合評価でやった場合と、いわゆる価格競争でやった場合でどうだったのということで、比較をしました。そうすると、若干ですけれども、平均点で言うと3点ぐらい、総合評価の工事のほうが点数的には高い。平均点もそうなんですけれども、いわゆる点数の低いほうの部類です。70点未満の工事というのが、総合評価でやると13.2%ぐらいなんですけれども、価格競争だと31.6%ということで、ある程度総合評価でやった工事については、全般的に点数としては高いほうになっているのではないかと考えております。そういうこともあって、これまで試行として取り組んできた内容的には、ある程度一定の評価をしていいのかなと我々の中では考えています。

以上が試行の結果です。

次が今後の対応の部分なんですけれども、その前に東京都は、今まで総合評価を一般的に原則適用していたんですけれども、新規参入の阻害だとか事務負担の増ということで、受注者側から見直しを求める声が上がっていることを踏まえ、原則という部分を廃止して、価格競争も取り入れながらやっていきますと、東京都は方針転換をやったみたいです。それらも踏まえ、12ページです。

我々としては、総合評価として、点数なんかもそれなりのいい結果も少し見えていますので、このまま総合評価を当然続けるとして、試行されていた部分について改善を加えて、本格実施に移していきたいと考えています。

次の資料4-2がその見直し案になっています。

現行一律3,000万円以上と決めているんですけれども、その現行3,000万円以上、一律の在り方は見直そうかなと考えていて、等級の区分とかもこれから検討していく中で総合的に考えなきゃいけないんですけれども、まず5,000万円程度を一つの目安として、

工事の難易度とか、工事の特性で、ある程度総合評価を適用するかどうか決めたいと考えております。まだ、具体的に定められた内容はないんですけれども、方向性としては、一律3,000万円は1回見直ししたいと考えている状況でございます。

次に、価格評価の部分なんですけれども、8ページです。

価格評価も、それぞれ算出方法がいろいろあるんですけれども、今の現行の評価方式をそのまま継続したいと。緑のラインが楕円の式の算定式。塩竈市は直線の式になっております。安く入れば入れるほど点数が高くなる。楕円の式というのはどこかでピークが来るので、この場合ですと調査基準価格に来ると、点数はピークを迎える。だから、それ以上幾ら安く入れたって点数は高くなりませんよというのが緑の楕円式なんです。我々は直線式。ほとんど直線式を使っています。我々としては、考え方はいろいろあるんですけれども、ある程度安く入れていただきたいというのも我々の中で正直あります。だから、調査基準価格を下回ったからということでピークにはしないで、その中でも安くいただけるのであれば、今の式のままでいきたいと考えています。

次が、評価項目になります。評価項目は、10ページをご覧ください。

価格以外の評価項目というのがいっぱいありまして、これほかの市町さんの状況を入れて書いています。これらがそれぞれ価格以外の評価の項目になっていまして、ほかの自治体が結構やっているんだけど、塩竈市がやっていないという項目が何点かあって、採用していきたいと。

ほかの自治体がやっていて塩竈市でやっていないのが、まず工事成績です。工事成績の部分は、我々評価項目として加えていません。あと、緑のところの障害者雇用であるとか、あと地域貢献的な話が今抜けているというような状況です。

ブルーの部分は、各市町さんオリジナルがあるので、ばらばらになっています。我々としてはその見直しを図りたいということで、指名停止や、その辺の要望とか期間の整理をしないといけないんですけれども、まず指名停止の区分を変えるのと、表彰の回数を変えるのを1回やりたいと。

成績を加えるかどうかというのは、議論としてはあるんですけれども、まだ工事成績の部分で、どうもまだ内部でなれていない部分が正直あって、それも関係があって、工事成績については1年様子を見た中で検討項目に加えるかどうか決めたいということで、今回の見直しの中では一旦外させてもらっています。

12ページの中で、障害者雇用を今回追加したいなど。あと、最後の地域貢献のところ、今まで消防団協力事業所の認定の有無だけだったんですけれども、それ以外に政策的な事情もありまして、消防団員の雇用であるとか、交通指導隊の雇用、民生・児童委員の雇用の有無など、これらも入れて、いわゆるアラカルト方式と呼んだらいいのかどうかあれなんですけれども、ここからチョイスして該当する項目数によって点数を与えましょうと。ただ、地域貢献としては、市内の本社・本店のところの点数を減らしてこっちに回している関係もあって、地域貢献の総トータルの点数としては7点のままにしているというような内容です。

次、予定価格の事前公表です。

これについては、これまで委員各位からいろいろご意見いただいて、事前公表したらいいんじゃないですかということをよくご意見いただいています。改めて調べてみますと、塩竈市も事前公表の要綱までちゃんとできていまして、震災前ぐらいまでは実はやっていたらしいんですね。それが震災後、何かの事情があって事前公表が中断されていて今に至るという状況で、予定価格の事前公表については、メリット・デメリットがあり、あと国がこれについてはいろいろ言ってきております。地方自治法上の制約とか法令の制約はないので、自治体が決める。宮城県はもう早々とやっているの、問題はない。ただ、国は2ページから3ページについて書いてありますけれども、3ページの部分で、「予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないことの問題があり、昨今においても予定価格の事前公表に起因した疑いのある入札談合が発生する等の問題が生じている。このため、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと」という、若干軟らかめには書いてあるんですけれども、あまりよろしくないよねと国は思っていると。ただ、自治体の状況を見ると、結構半々ぐらいになっているのかな、恐らく。ですので、決して事前公表が駄目だということにはならないと私は考えています。

4ページに現在の状況をまとめさせてもらっています。

事前公表のみというところもある一方で、事前公表と事後公表の併用、案件によって変えますという自治体さんもあります。その一方で、前はやっていたんだけど、国の指針が出て問題あるのかなとなって、やめているという自治体も一方であります。

5ページ目が本市の状況でして、本市は要綱とかできていまして、いつでもやれるという状況で6ページです。

結論から申し上げますと、要綱もできていますので、あとは案件をどうするかというのは懸案としてはあるんですけども、不調案件の再発注だとか、その辺を予定価格の事前公表のスタートのモデルケースとしてやっていこうかなと、今年度についてですね。令和8年度以降については、今年度の状況を見て改めて考えたいと思っています。

○委員長 ありがとうございます。お疲れさまでした。

それでは、委員の先生方からご質問とかご意見なんですが、お願いいたします。

○委員 資料3の3ページに入札不調の要因という話で、3つのポツがあって、これ多分原因と結果が同時に書かれている中身なんだろうなと思って見ていたんですけども、結局これ見ると、明らかに事業者数自体がそもそも減っているという状況にあるということですよ。一番上のポツは、そもそも事業者数が減っているんだよと。その2つの下のポツは、だから事業者数が減っているんだよというような形のポツ2つになっているような中身なんだろうと思うんですね。そう考えた場合、そもそも論みたいなお話をすると、先ほどの東京都の話じゃないんですけども、そもそも新しい事業者さんというのが入ってくる余地というか、そういうのがあるのかどうかという部分があって、政策的な方向で考えると、新しい事業者さんが入ってくるのを促すという部分と、既存事業者さんを強化するという部分と、ある意味、退出してもらったほうがいいものは退出してもらおうというような部分の中身というのが、本来的には政策として分かれて考えなきゃならない部分も出てくるんだろうと思うんですね、細かい話でいうと。今回の話で考えると、それで、例えば既存の事業者の中で回している部分とか、いろいろな部分のことはオーケーだとして、先ほど委員の中からも、あったんですけども、競争性が増えるほど事業者数が増えるかということになると、それはどうなんだろうなというのが1つあって、多分そこはすごく難しい問題なんだろうなと思うんですよ。だから、既存事業者さんの部分のところが、要するにパイが変わらないままに競争することに関して言うと、説明されたことはもっともなんだろうと思うんですけども、いろんな人たちが入ってきて、それなりに活発になるかということになると、それはそれで難しいから、別途の政策が必要になってくるのかなと、まず直感的に思いました。

もう一つは、結局、例えば本来的には、履行能力調査というふうな部分のバッファーみたいな部分のところがあって、今までよりも救えるという言い方は変かもしれないですけども、なったとした場合に、逆に履行能力調査も含めて、皆さん方の業務量というのが、それはそれで増えていきますよね。そうなった場合に、ここのところの兼ね合いというのは、

他都市の事例も含めて、結局それで履行能力調査があっぶあっぶというふうなことになる
とこれまた本末転倒みたいな話になる。そこのところはどうなのでしょうかね。すみません、
感想めいた話も含めて。

○事務局 履行能力調査はまさしくおっしゃるとおりです。私もそこを一番危惧していて、数字
は正確にはあれなんですけれども、今回3,000万円を5,000万円に変えた場合、
どのようになるのかなと考えたときに、10件程度は履行能力調査が増えるので、年に1、
2件程度なんです、実際に。ただそれが10件近くまで上がるのではないかと。すると
当然事務手続きがかかります。あと、落札決定まで時間がかかります。ということで、そういう
部分だけ見れば、決していい状況になるとは限らないと考えています。

ただ、総合評価というやり方が一般的になりつつある中で、総合評価というのはいないこと
には当然できない。それをやった中で、価格帯をどう抑えるかということの相談なんですけれ
ども、ダンピングの話であつたりとかもあつて、一方では安く我々としては取っていただき
たいという。どこを優先させるかという話に多分なってくるんだと思うんです。

○委員 そうですね。確かにある程度の値段のものだとすると、現実的にダンピングというの
は、どこまで実際にあり得るのかと。そもそもそういうことをやったら、後ろの場面ですけ
れども、従業員が辞めちゃって企業として成立しないんじゃないかなという気もして、そこ
はダンピングのほうをあまり深く追求しだすと、何かあまり切りがないような気もするなと
思いました。感想めいたことなんですけれども。

○委員長 ほか、ございませんか。

○委員 要はダンピングというのは、もう業者さんがたくさんいて、何とかして自分ところの
従業員の仕事を取りたいという状況。そういう経済状況の前提があつての話なんで、国の法
律、守らなきゃいけないのは分かっているんだけど、例えば配送業者とか、トラックの
輸送について、残業禁止だとか、あの取扱いというのは、日本が全然もう景気悪くて悪くて
国民に仕事が行き渡らないから、ワークシェアの観点からそれをやろうとしたんですよ。
そこで出てきた法律。そのときには社会で歓迎されたけれども、何ぼかは。今は仕事あり過
ぎて、そんなことやっている暇ないという。なので、そこをじゃどうするのか、その現場は。
だから、法律にのっとってどうのこうのというのは、やらざるを得ないというのは分かるん
だけども、そこは実態を考えて対応しなきゃいけないんじゃないかなというのが1つ。

あと、それから、業者さんが少ないというのは、原因は何かというと人口問題です。だから、

結論を言っちゃうと、資料3の3ページのところで、地元の業者さんの登録者数、多賀城市は見ていようけれども、二市三町は有機的につながりがあるのかと。あとは合併問題も過去において話が出たと聞いていますので、あと観光客だとか来るのも、特に観光だと松島と塩竈を、あそこを一体としてやるというのは1つの、そこに七ヶ浜は海水浴場があるし、そういったので、一体化して考えたほうが私はいいんじゃないかと。ただ、恐らく利府町は、今もう人口も税収も満々。もう塩竈市、何年か後には抜かれるんじゃないかと思っていますけれども、特に仙台の北部の開発で、今後、土木建築が目白押しだから、あっちどうするのかなと。僕は富谷なんかどうするんだろうな、地元の業者そんなにいるのかな。当然、仙台だとか、そういったところまで広げないと、富谷市の開発なんか、あの工事なんか全部できないはずで、だから近隣の市町村と一体になってやらないと、競争性は確保できないのかなと思うのが1つ。

ただ、その場合に、仮に利府に勢いがいい業者さんがいっぱいいて、そこも人をたくさん採っていて、その二市三町をベースでどんとやっちゃうと、その業者さんだけが、いや、工事をやるだとか、そういうのも何だかなとも思うんですけども、ただ適正な競争ということから考えれば、そういう業者さんの数がある一定数ないことにはできないので、何かそのところを一度、二市三町さんの間の話合いで、皆さんがある程度納得できるようなやり方というか、そういったのを検討していくのも1つの方法かなと私は思っています。可能かどうか分かりませんが。

あと、それからもう一つ、総合評価方式ですが、私も総合評価方式について他のところでもなんだこれはとなって、資料4-1の東京都の建設局の問題点、ここが私は何といっても一番、実績の乏しい会社が受注しにくい、落札者が固定化するという、もう規模の大きいところしか受注できないんですから、総合評価方式だと。結果的には、価格が高いところに入札されちゃうんですよ。そうすると、何なのこれという感想ですね。公益というか、そういうものの考えからすると、これおかしくないかという。入札価格が高い業者が、その評価が、総合評価で評価が高いんだから当たり前みたいな。だから、WTO対象工事案件とか、こういったやつは、日本国内だけでなくスーパーゼネコンが世界に打って出て、どんな工事を取ってくるという話だから、そこが非常に難しい工事とか、トンネルだとか、ダムだとか、そういったので腕を磨くために、そのところにやらせなきゃいけないんだったら私は分かるわけ、日本の全体の発展のためには。でも、国内の対象というのは違うだ

ろうと。だから、そういったところで総合評価は、そういったスーパーゼネコンが有利になるような、規模の大きいところなんていうのは、どうのこうのと。ただ、現実的には先ほどお話伺うと、総合評価方式は、むしろ地元業者の保護を目的としての役割が大きいというふうなお話なんですけれども、そうするとまたそこで指名される業者が固定されてしまうという、そこはどうするかというところが大きな問題点として出てくるので、私は個人的には競争、価格競争です。価格競争が1つの重要な、唯一とは言いませんけれども、重要な指標として入札を行うべきだと思っています。

○委員長 今、ご質問とご意見も一緒でお願いしたいんですけれども、まず今のお話伺えますか。

○事務局 何点かあったんですけれども、近隣の市町との一体化みたいなのは、我々も、まさにそのとおりだと思っております。入札契約だけではなくて、そもそも人口減少に向かっていく中で、極端な話、市町ごとに1個ずつあるものが複数の市町で1個というやり方も含め、あらゆるものが広域的な合併も含めたやり方というのは考えていかなきゃいけない。例えば、道路管理をするに当たっても、各市町ではなくて二市三町で一体的に業者さんを選定して道路管理するとか、そういうやり方というのは、なかなか実現には難しいんですけれども、我々の中でも話としては出ています。それは入札契約制度もそういう形の中で、業者選定というのは当然あり得る話。ただ、今実際の話として、最初は塩竈市内の業者だけ指名して不調になって、次に一市三町ということで、近隣のところを次の段階で入れる。地元の業者さんは1者も参加してもらえないんだけれども、多賀城市とか利府を入れると、そこで落札してしまっているというのも実は二、三件あって。

だから、価格が適当なのか、それとも業者さんの都合で参加しないのかというの、だんだんいろいろ複雑になってきていて、広域的な話は当然我々も考えていきますし、ただ業者さん、先ほども出ましたけれども、新規で業者さんが立ち上がっている状況があるかということ、名簿を見る限り、もうない。どんどんなくなっちはいくけれども、新しいのがどんどんそれに覆いかぶさるように業者さんが維持されていく状況かということ、今年、塩竈市においては、そういう状況には今なくて、減少傾向。かつ、市内だけじゃもう業者数も少ないから、県内から幅広く募集を実際やっています。3,000万円以上は、やっています。やっているんですけれども、結果的に地元の業者さん1者、2者しか札を入れてもらえない。

○委員長 ほかにご意見ありますか。委員、お願いします。

○委員 一通り聞かせていただいて、非常によく検討されていて、最近の最新の情報とか調べな

がら、よく勉強されていていいなと思って聞かせてもらいました。

最後、結論どうやっていきたいのかというのは、塩竈市さんがどのようにしていきたいのか。安く工事を発注したいのか、業者に生き残ってほしいとか、両極端なところがあって、どちらを立てれば、どちらが立たないという、非常に難しい選択肢になってくるのかなと思います。

今回、宮城県のほうで、みやぎ建設産業振興プランというのを進めているんですが、その中の1つのデータとして、建設業の利益率の話が一番大きな命題としてあります。今、どういうことになっているかというと、残念ながら、東日本全体で、宮城県の平均の利益率がワースト2位なんです。震災需要をピークに今が落ちで、一番悪いのが岩手県で、その次に悪いのが宮城県ということになっています。多分背景には、震災需要によるいろんな投資がボディブローのように効いていて、それが事業費の縮小に伴って、さらには担い手の確保が厳しい、賃金上昇に追いつけないということもあって、多分非常に厳しい状況になっているんだろうなということで、一番あおりを受けていると。

特に、1億円未満の小規模事業者、年商が1億円未満なんですけれども、そちらに関しては、もう利益率がマイナス3%になる。落ち込んでいると。平均的に見ると、もう赤字で無理やりやっている状況で、多分、それが塩竈市さんの入札参加登録の推移に表れてきているのかなと。震災が起きる前の平成23年前の状況というのは、まさにそういう状況で、あっちこっち倒産が多発して、もうダンピングしてでも、赤字でも取って、取りあえず食いつなごうという事態だったんですね。そして、それが震災で息を吹き返して現在に至っているんですが、これをまたずっと放置してしまうと、多分業者にとっては非常に厳しい状況になるだろうと宮城県は想定して、それに対して何とか利益を確保していただきたいという方向に今かじを切っています。

なので、今、国が示している調査基準価格がかなり引き上がっていますし、それに対する失格判断基準ラインも引き上がって、宮城県ですと平均落札率は92%くらいになっている。それでも赤字だということなんです。私個人的には100%でいいんじゃないかなと思っています。じゃないと、業者さんは、若手の採用ができない。いわゆる担い手がもう育たないので、今の代でやめるしかないということが、多分塩竈市さんの業者さんにも相当そういった状況があるのではないかなと思っています。

なので、結構重要視しているのは、各業界さんと、個々の業者さんとはなかなか話はできま

せんが、業界関連団体を通して意見交換を密にやって、今どういうことが困っていて、どうやってほしいのかというのを、非常にそこに対し気を遣ってやらせてもらって、少しでも業界のためになるような改定をしているというのが現状で、なかなかそれが県民の方々に通用するかという、何で建設業、そんな儲かるように変えてんだみたいな目では見られるんですが、今そうしていかないと、将来の担い手というか、建設業界は将来の守り手ということで、有事の際の縁の下の方の力持ちみたいな存在になってもらっていますので、そこは一定数生き残っていただかないと、回らない世界が見えていますので、その辺を念頭に入れて、塩竈市さんはどっちにかじを切るのかと。業者を生き残らせたいのか、それとも公共事業費を圧縮したいのか。そこが非常に最初のスタートで重要なところかなと思っています。

先ほどCランクとかの入札不調も結構あると聞きましたが、県の場合は、そういうときはもうロットを大型化して、上のクラスに発注して利益を確保するような発注方法に切り換えているのが現状になっています。

あと、もう一点、ランクの話、A・B・Cランクありますが、これについても今県のほうでも見直しをかけようかなと思っています、国のほうは、去年かな、ランクの見直しをしています。1.2～1.3倍に金額を上げていると、それぞれそのランクの発注できる金額に対して。それは今の物価上昇に応じたスライドをされているということがまず現状であって、県もそれに準じてやるべきだろうかなと思っていますが、さらにその上に行くのか、その程度で止めるのかは今検討中ということで、その中で結構出ているのが、県の場合はA・B・C、その上にSランクまであって、そこまでのランク分けが必要なかどうかというところもあるんです。ランクを分けると、そのランクの方々に分配するような玉も用意しなくちゃいけないしということで、非常にそこが気を遣うところなので、先ほど見たらA・Bしかないとか、そういう市町もいっぱいありますので、A・B・Cにこだわるのか、またはA・Bでいいのか、またはそれもなくでもいいのか、そちらを検討されたほうが、本当にそんな小さい規模のクラスが必要かどうかという部分も含めて、そこは業界と意見交換をしていかないとなかなか見えてこない部分なのかなと思いますので、ぜひやっていただきたいなと思いました。

あと、総合評価の関係ですが、今現在3,000万円以上に対して一律総合評価をやっていると思うので、もうほぼ本格運用という感じで聞かせてもらっていました。それを今後5,000万円以上に拡大してやるというのは、一つの選択肢としてはあるのかなと

は思うので、ぜひ本格運用していただきたいのと、さらには価格公表を試行的にやりたいということだったので、宮城県の場合は、平成11年、12年、いろんな官製談合問題があって、トップのほうが逮捕されるような案件が多発したときに、議会からの提案として、金額は公表しますとかじを切られて公表が始まっています。その関係があって、金額を公表しているのに金額で戦うってあり得ないんですよね。金額を公表しないで金額で戦うのは有り得ますけれども、公表して金額で戦う制度というのは存在しないので、なので宮城県の場合は総合評価落札方式を並行して導入して、金額ではなくて価格以外の競争で落札していただいている。品質確保にかじを切らざるを得なくて、もうほぼ今9割近く、総合評価をかなり手間暇かけて実施しておりますので、価格を公表するのであれば、最低限総合評価を導入していただきたいと聞かせていただいた。それがずれてしまうと、非常に何かよろしくない現象になるのかなと思いますので、宮城県の場合は官製談合、気仙沼でも最近新聞沙汰になっておりますが、職員を守るというような観点からも、予定価格は全て公表して、その代わり総合評価で大変ですけれども、価格以外で戦っていただいているという現状がありますので、ぜひその辺のバランスも考えて、公表も考えていただきたいなと思います。

○委員長 それでは、委員の方、よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。
